

第46 □

定時株主総会招集ご通知

日時

2021年9月16日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)

場所

横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ5階 日輪 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 取締役(社外取締役を除く)に

対する譲渡制限付株式の付与の ための報酬枠の設定の件

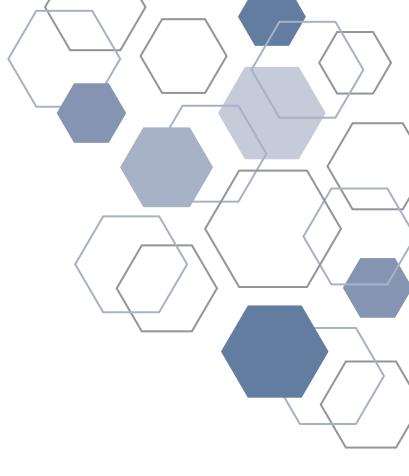
議決権行使期限 (書面またはインターネット) 2021年9月15日 (水曜日) 午後5時30分



本招集通知は、パソコン・ スマートフォンでも主要な コンテンツをご覧いただ けます。







が新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応については、次頁に記載しております。 株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

株式会社 CIJ

証券コード:4826



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、この度、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

2021年9月16日(木曜日)に第46回定時株主総会を開催いたします。ここに招集のご通知を申し上げます。

第46期の事業報告及び第46回の定時株主総会の議案を掲載しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

极无 昭彦



当社第46回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

当社第46回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、以下のとおりご案内申し上げます。

株主の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

- 書面(郵送)またはインターネットによる議決権行使のお願い
- ・感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、当日のご来場を見合わせ、<u>書面(郵送)または</u> インターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますよう、お願い申し上げます。
- 2 当日、ご来場される株主様へのお願い
- ・ご来場の際は、マスクの持参・着用及び入口での消毒液のご使用をお願い申し上げます。
- ・受付の前に、会場入口付近で検温をさせていただきます。発熱があると認められる方には、ご入場を お控えいただく場合がございますので、ご了承ください。
- ・会場内の座席は、間隔を十分に確保しておりますため、座席数が例年より減少しております。 このため、満席となった場合には、やむを得ずご入場いただけない可能性がございます。
- ・当社の役員及び運営スタッフは、検温等の体調の確認を行った上で、マスクや手袋を着用してご対応 させていただきます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や、政府等の発表内容等により、株主総会の開催・運営について大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(https://www.cij.co.jp)にてお知らせいたします。

証券コード 4826 2021年8月27日

株主の皆様へ

神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号

株式会社 CIJ

代表取締役社長 坂元昭彦

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権は以下のいずれかの方法により行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、4頁の「議決権行使のご案内」に従いまして、2021年9月15日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到 着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット)による議決権の行使】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」(6頁)をご参照いただき、上記の 行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

1日 時				
2 場 所	神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ5階 日輪 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)			
3 目的事項	 報告事項 1. 第46期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第46期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)計算書類報告の件 			
	決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式 の付与のための報酬枠の設定の件			

以上

- 本招集ご通知添付書類のうち以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - 1. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - 2. 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした 連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類 及び計算書類の一部です。
 - 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ(https://www.cij.co.jp/)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただ きますようお願い申し上げます。



書面(郵送)で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の 賛否をご表示のうえ、ご返送くださ

行使期限

2021年9月15日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使する方法

6頁の案内に従って、議案の賛否を ご入力ください。

行使期限

2021年9月15日 (水曜日) 午後5時30分入力完了分まで



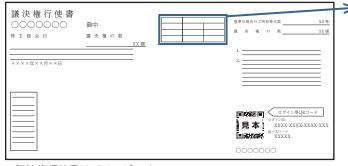
株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、 同封の議決権行使書用紙を会場受付 へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年9月16日 (木曜日) 午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

→こちらに議案の替否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合
- 全員反対する場合
- 「賛」の欄にO印 >> >>>
 - 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に 反対する場合
- 「賛」の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合
- 「賛」の欄にO印
- 反対する場合
- 「否」の欄に〇印

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い いたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたし ます。

招集ご通知の主要なコンテンツが、 スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。

了 招集

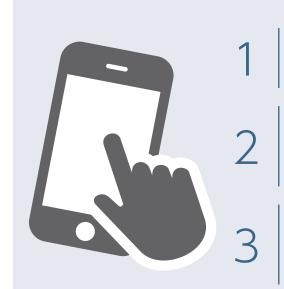
当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURLまたはQRコードによりアクセスいただきご 覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

https://p.sokai.jp/4826/





招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけ ます。

インターネットによる議決権行使が身近に

インターネット議決権行使サイトに直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

マルチデバイスに対応

株主様のウェブ閲覧環境に応じ、 スマートフォン、タブレット、 パソコンからご覧いただけます。



インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

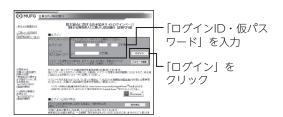
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 サイト

https://evote.tr.mufg.jp/

※ウェブサイトの保守・点検のための 取扱休止時間:午前2時~午前5時

- **|** 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力し「ログイン」をクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録してください。



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますため、取締役9名の選任をお願いいた したいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	 現在の当社における地位及び担当 	取締役会への 出席状況 (2021年度)
1	再任 坂元 昭彦	代表取締役社長・社長執行役員	100% (18回/18回)
2	たかみさわ まさみ 再任 高見沢 正己	取締役高度技術長	94% (17回/18回)
3	のばらき のぶやす 再任 茨木 暢靖	取締役・常務執行役員 ADM本部長 兼 事業推進本部長 兼 情報システム部長	100% (18回/18回)
4	ス は しげなり 再任 久保 重成	取締役・上席執行役員 営業統括本部長	100% (18回/18回)
5	まくらい ひろかず 新任 櫻井 宏和	執行役員 金融ビジネス事業部長	_
6	再任 川上 淳	取締役(非常勤)	100% (18回/18回)
7	再任 大谷 真 社外 独立	社外取締役	100% (18回/18回)
8	あえ つとむ 再任 阿江 勉 社外 独立	社外取締役	100% (18回/18回)
9	新任 川島 祐治 社外 独立	_	_

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

1

反抗 的

昭彦 (1964年2月1日生)

所有する当社株式の数……… 51,652株

再任

[略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1988年 5 月 当社入社

2006年7月 当社ワイドビジネス事業部ワイドビジネス

営業部長

2007年 4 月 当社ワイドビジネス事業部ワイドビジネス

営業部長兼中部支社長

2008年7月 当社経営企画部長

2010年7月 当社執行役員経営企画部長

2011年7月 当社執行役員SIビジネス事業部長兼開発

支援ソリューション部長

2011年9月 当社取締役・執行役員SIビジネス事業部

長兼開発支援ソリューション部長

2014年 7 月 当社取締役・上席執行役員 S I ビジネス事

業部長兼開発支援ソリューション部長

2015年7月 当社取締役・上席執行役員SIビジネス事

業部長

2016年 7 月 当社取締役・常務執行役員営業本部長

2017年 7 月 当社取締役・常務執行役員営業本部長兼営

業三部長

2017年8月 株式会社カスタネット代表取締役社長(現 在に至る)

2018年7月 当社取締役・常務執行役員営業本部長

2018年9月 当社代表取締役社長・社長執行役員営業本

部長

2019年 7 月 当社代表取締役社長・社長執行役員(現在

に至る)

取締役候補者とした理由

坂元昭彦氏は、長年にわたり当社の事業部門、営業部門及び経営企画部門の要職を経て、当社の代表取締役社長を3年間 務めており、当社事業及び経営管理全般における豊富な業務経験と高い見識を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社グループの経営全般を統括し、持続的な成長に向けた変革を牽引するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し取締役候補者といたしました。

再任(1956年4月16日生) 所有する当社株式の数…… 131,916株

「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」

1979年 4 月	当社入社	2010年7月	当社取締役・上席執行役員経営企画・法務
1998年 7 月	当社東京支社長		部門統括兼高度技術長兼事業推進本部長兼
2001年7月	当社モバイル技術事業部長		PM〇・標準化推進室長兼法務・監査室長
2002年7月	当社高度技術長	2012年 7 月	当社取締役・上席執行役員経営企画統括兼
2004年 9 月	当社取締役・高度技術長		技術部門統括兼高度技術長兼事業推進本部
2006年7月	当社取締役・執行役員高度技術長兼経営情		長兼PM〇・標準化推進室長兼法務・監査
	報企画室長		室長
2007年 7 月	当社取締役・執行役員高度技術長兼経営情	2014年 7 月	当社取締役・上席執行役員高度技術長兼経
	報企画部長		営企画部長兼法務・監査室長
2008年 3 月	当社取締役・執行役員高度技術長兼経営企	2018年7月	当社取締役・上席執行役員高度技術長兼A
	画部長		DM本部長兼法務・監査室長
2008年7月	当社取締役・上席執行役員経営企画・法務	2018年 9 月	当社取締役・常務執行役員高度技術長兼A
	部門統括兼高度技術長兼事業推進本部長兼		DM本部長兼法務・監査室長
	法務&監査室長	2020年 7 月	当社取締役・常務執行役員高度技術長兼A
			DM本部長
		2021年7月	当社取締役・高度技術長(現在に至る)

取締役候補者とした理由

高見沢正己氏は、長年にわたり高度技術長として当社の技術分野における統括を務めたほか、経営企画部門、法務部門及 び事業推進部門等の管理部門の要職を務めており、当社事業及び経営管理全般における豊富な業務経験と高い見識、ソフト ウェア開発技術分野における高度な専門知識を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社グループの持続的成長の基盤となる戦略的R&D及びコーポレートガ バナンス強化等を推進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し取締役候補者といたしました。

暢婧 (1960年2月4日生)

所有する当社株式の数 …… 32,114株

再任

[略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1987年 4 月 当社入社

2006年7月 当社5 | ビジネス事業部長兼ソリューショ

ン技術開発部長

2007年7月 当社執行役員SIビジネス事業部長兼ソリ

ューション技術開発部長兼通信・組込ビジ

ネス事業部長

2008年7月 当社執行役員5 I ビジネス事業部長兼通

信・組込ビジネス事業部長兼エンベッドシ

ステム開発部長

2009年9月 当社取締役・執行役員51ビジネス事業部

長兼诵信・組込ビジネス事業部長兼エンベ

ッドシステム開発部長

2010年7月 当社取締役・執行役員 S I ビジネス事業部

長兼通信・組込ビジネス事業部長兼ソリュ

ーション推進部長兼エンベッドシステム開

発部長

2011年 7 月 当社取締役 A D M 本部情報システム部長

2011年9月 当社ADM本部情報システム部長

2012年 7 月 当社事業推進本部情報システム部長

2014年 7 月 当社執行役員事業推進本部長兼情報システ

ム部長

2016年7月 当社上席執行役員事業推進本部長兼情報シ

ステム部長

2017年 9 月 当社取締役・上席執行役員事業推進本部長

兼情報システム部長

2021年 7 月 当社取締役・常務執行役員 A D M 本部長兼

事業推進本部長兼情報システム部長(現在

に至る)

取締役候補者とした理由

茨木暢靖氏は、長年にわたり当社の事業部門の要職を務めたほか、管理部門である事業推進部門において要職を務めてお り、当社グループ事業における豊富な業務経験と高い見識と事業推進分野における高度な専門知識を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社グループの更なる成長に向けたビジネスモデル変革や事業の効率化 を推進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し取締役候補者といたしました。

久保 重成 (1964年5月8日生) 所有する当社株式の数……………………… 9,300株

(現在に至る)

[略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社入	2017年 4 月	当社執行役員ワイドビジネス事業部副事業
社		部長兼西部支社長兼九州支社長
株式会社エヌ・ティ・ティ・データリージ	2017年7月	当社執行役員ワイドビジネス事業本部副本
ョナルビジネス事業本部e-コミュニティ事		部長兼ワイドビジネス事業部長
業部第二システム統括部長	2018年7月	当社執行役員ワイドビジネス事業部長
同社第一公共事業本部第二公共事業部	2019年 9 月	当社取締役・執行役員ワイドビジネス事業
第二システム統括部長		部長
当社ワイドビジネス事業部副事業部長	2020年7月	当社取締役・上席執行役員プライムビジネ
当社ワイドビジネス事業部副事業部長兼西		ス事業部長
部支社長兼九州支社長	2021年7月	当社取締役・上席執行役員営業統括本部長
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データリージョナルビジネス事業本部e-コミュニティ事業部第二システム統括部長同社第一公共事業本部第二公共事業部第二システム統括部長当社ワイドビジネス事業部副事業部長当社ワイドビジネス事業部副事業部長兼西	社 株式会社エヌ・ティ・ティ・データリージ 2017年 7 月 ョナルビジネス事業本部e-コミュニティ事 業部第二システム統括部長 2018年 7 月 同社第一公共事業本部第二公共事業部 2019年 9 月 第二システム統括部長 当社ワイドビジネス事業部副事業部長 2020年 7 月 当社ワイドビジネス事業部副事業部長兼西

取締役候補者とした理由

久保重成氏は、当社と同業界の企業における事業部門の要職を経て当社の事業部門の要職を務めており、当社事業におけ る豊富な業務経験と高い見識を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社グループの更なる成長に向けた新規事業の開拓や事業の効率化を推 進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し取締役候補者といたしました。

さくら

宏和 (1965年1月28日生)

所有する当社株式の数……… 1.700株

新任

[略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1987年 4 月 株式会社日立製作所入社

2004年 4 月 同社金融システム事業部全国金融システム

本部第三部担当部長

2006年 4 月 同社金融システム事業部全国金融システム

本部第三部部長

2006年5月 ハイ・ブレーン株式会社社外取締役

2009年10月 株式会社日立製作所金融システム事業部

NEXTCAPソリューション本部金融ソリュ

ーション開発センタ長

2011年10月 同社会融システム事業部全国金融システム

本部担当本部長

2012年11月 株式会社バンク・コンピュータ・サービス 社外取締役

2014年 4 月 株式会社日立製作所金融システム事業部全 国金融システム本部本部長

2020年 1 月 当社執行役員金融ビジネス事業部副事業部

2020年 7 月 当社執行役員金融ビジネス事業部長(現在 に至る)

2020年9月 日本ファイナンシャル・エンジニアリング

株式会社取締役副社長(現在に至る)

取締役候補者とした理由

櫻井宏和氏は、当社と同業界における事業部門の要職を経て当社の事業部門の要職を務めており、当社事業における豊富 な業務経験と高い見識を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社グループの更なる成長に向けた新規事業の開拓や事業の効率化を推 進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し取締役候補者といたしました。



消上 淳 (1970年9月12日生)

再任

所有する当社株式の数………… 12,040株

[略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

2000年3月	当社入社	2018年7月	当社執行役員金融ビジネス事業部長
2011年7月	当社SIビジネス事業部金融ソリューショ	2018年 9 月	当社取締役・執行役員金融ビジネス事業部
	ン部長		長
2015年7月	当社SIビジネス事業部副事業部長兼金融	2019年7月	当社取締役・常務執行役員営業本部長兼金
	ソリューション部長		融ビジネス事業部長
2016年7月	当社執行役員金融ビジネス事業部長兼第四	2020年7月	当社取締役・常務執行役員営業本部長
	金融ソリューション部長	2020年 9 月	当社非常勤取締役(現在に至る)
2017年7月	当社執行役員金融ビジネス事業部長兼第五	2020年 9 月	株式会社CIJネクスト代表取締役社長
	金融ソリューション部長		(現在に至る)

取締役候補者とした理由

川上淳氏は、当社の事業部門の要職を務めたほか、全社の営業統括である営業部門の要職を務め、当社事業における経験と実績及び高い見識を有しております。

同氏は、2020年9月4日付で連結子会社である株式会社CIJネクストの代表取締役社長に就任しております。当社は、同氏が、同氏の持つ豊富な経験と見識を活かして、当社グループの更なる成長に向けた各社の連携強化によるグループシナジーの増大をより一層推進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し取締役候補者といたしました。



真 (1948年6月5日生)

再任

社 外

独立

所有する当社株式の数 …… 5,000株

[略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1972年 4 月 株式会社日立製作所入社

1996年8月 同社ソフトウェア事業部設計部長

1999年8月 同社システム事業部統括部長

2003年 4 月 北海道大学大学院情報科学研究科教授

2005年10月 湘南工科大学工学部情報工学科教授

2010年 4 月 同大学メディア情報センター長及び図書館

튽

2012年 9 月 当社社外取締役(現在に至る)

2013年 4 月 湘南工科大学大学院工学研究科長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

大谷真氏は、情報工学科の大学教授を務められた経験から、当社事業における高い見識とソフトウェア開発技術分野にお ける高度な専門知識を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社の業務執行の監督を行うに適任であると判断しております。また、 独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見をいただくことで、より透明性の 高い経営の実現に寄与することを期待し、社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員長 として当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で主導していただく予定です。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって9年であります。

勉 (1943年4月25日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数……… 10,800株

「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」

1967年 4 月 日本電信電話公社入社

1994年 4 月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社品

質保証部担当部長

1994年 6 月 ジャパンシステム株式会社理事

1994年 7 月 同社常務取締役

1998年6月 同計専務取締役

2001年 6 月 同社代表取締役社長

2006年 4 月 同社取締役会長

2007年 4 月 NTTデータカスタマサービス株式会社監

杳役

2008年6月 株式会社ユビキタス代表取締役社長

2014年 3 月 当社顧問

2015年 4 月 株式会社ユビキタス取締役

2015年9月 当社社外取締役(現在に至る)

2015年12月 株式会社ユビキタス顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

阿江勉氏は、当社と同業界の企業経営を経て、経営者としての豊富な経験と実績及び高い見識を有しております。 当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社の業務執行の監督を行うに適任であると判断しております。また、 独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見をいただくことで、より透明性の 高い経営の実現に寄与することを期待し、社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員と して当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって6年であります。

9

游 祐 治 (1956年3月4日生)

新任

社外

独立

所有する当社株式の数………………… 0株

[略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1979年 4 月 日本電信電話公社入社

1994年 4 月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社公

共システム事業本部担当部長

2007年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ執行役

員・第二公共システム事業本部長 同社党務執行役員・リージョナルビジネス

2012年6月 同社常務執行役員・リージョナルビジネス 事業本部長

2013年 6 月 株式会社NTTデータアイ代表取締役副社長 執行役員 2014年 6 月 同社代表取締役社長

2017年 6 月 株式会社NTTデータ経営研究所代表取締役

社長

2020年 6 月 NTTデータカスタマサービス株式会社常勤

監査役

2021年 6 月 株式会社システムコーディネイト取締役副

社長 (現在に至る)

2021年 6 月 TDCソフト株式会社社外取締役(現在に至

る)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

川島祐治氏は、当社と同業界の企業の要職及び経営を経て、当社事業に関する高い見識及び経営者としての豊富な経験と 実績を有しております。

当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社の業務執行の監督を行うに適任であると判断しております。また、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見をいただくことで、より透明性の高い経営の実現に寄与することを期待し、社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 大谷真氏、阿江勉氏、川島祐治氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、大谷真氏、阿江勉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員として指定する予定であります。また、川島祐治氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定する予定であります。
 - 4. 当社は、当社定款に基づき、大谷真氏、阿江勉氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、各氏の再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。また、川島祐治氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けとることによって生ずることのある損害について、当該保険契約によって塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

第2号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための 報酬枠の設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1999年9月17日開催の第24回定時株主総会において、年額180百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的なモチベーションの向上、及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬として支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は、年間35千株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

当社は、2020年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告の「3会社役員に関する事項 (4)取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本議案が原案どおり承認可決された場合における方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、対象取締役に1年間に発行または処分される株式総数の発行済株式総数(2021年6月30日時点)に占める割合は0.2%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役は9名(うち社外取締役3名)であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名(うち社外取締役3名)、対象取締役は6名となります。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、対象取締役は金銭の払込み等を要しないものとし、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より、対象取締役の任期満了までの期間(再任期間を含む任期とし、以下「譲渡制限期間」という)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という)。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する当社の定時株主総会の終結のときまで(以下「役務提供期間」という)、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、上記の定めにかかわらず、当該対象取締役が、死亡その他正当な事由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に

応じて合理的に調整することができるものとする。

(3)無償取得事由

対象取締役が、譲渡制限期間の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、死亡 その他正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、上記 (2)の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を 当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年7月1日~2021年6月30日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気は持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増しています。一方、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響について、引き続き留意する必要があります。

当社グループの事業環境につきましては、顧客のソフトウェア関連の設備投資はおおむね横ばいで推移したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部顧客のシステム投資計画の変更がみられました。今後も、新型コロナウイルス感染症拡大が事業に及ぼす影響についてより一層注視していくとともに、状況に応じた適切な対策を講じていく必要があると認識しております。

このような中、当社グループにおいては5項目の経営方針に沿って、以下の活動を行いました。

- ①優秀人材の量的拡大による事業基盤の強化
 - ・新卒採用強化のための取り組みとして、学内セミナーや合同企業説明会にオンラインで参加し、学生の育成支援と当社グループの属するIT業界及び当社についての認知度向上に取り組みました。また、企業説明やプロジェクトストーリーをYouTubeで配信する取り組みを開始しました。
 - ・コロナ禍においても新卒採用を積極的に行うため、企業説明会をオンラインで実施したほか、選考時の面接をWebで行うこととし、学生が自宅から参加できるようにいたしました。
 - ・経験者採用強化のための取り組みとして、新たにエージェントマネジメントサービスを導入し、応募者の 増加を図りました。
 - ・技術力向上研修等を実施するとともに、若手社員のスキルアップのため、国家資格である情報処理技術者 資格及びPMP(Project Management Professional)資格の取得を推進いたしました。2021年6月末現 在、代表的な公的資格取得者数はのべ1,593名となり、この内PMP資格取得者数は164名となりました。
- ②営業・開発パワーの増大
 - ・新型コロナウイルス感染防止のため対面での営業活動は減少したものの、Web会議等を利用したリモートの営業活動を積極的に推進し、例年以上に顧客との情報交換の機会を増やしました。
- ③プライムビジネスの拡大
 - ・プライムビジネスのさらなる拡大を目指し、当社はプライムビジネスを主たる事業として推進する「プライムビジネス事業部」を2020年7月に発足いたしました。
 - ・当社が研究開発を行っている自律移動型サービスロボット「AYUDA(アユダ)」の日本国内への販売に向けて、藤沢市役所や横須賀市役所、ホテル第一イン湘南で実証実験を行いました。また、2021年4月より藤沢市役所に「AYUDA」を先行導入し、分庁舎のエントランスで来庁者案内サービスを提供しています。先行導入で得た結果をもとに、正式販売開始に向けて準備を進めてまいります。
 - ・当社は感染症対策AIロボット「AYUDA-MíraMe(アユダミラーミ)」の販売を2021年5月10日に開始しました。また、「AYUDA-MíraMe」は神奈川県のロボット導入支援補助金の補助対象ロボットに認定

されました。

- ・当社は金融機関向け法人業務イベント通知型支援システム「CREDIAL(クレディアル)」において、取引管理方法、取引管理プログラムおよび情報処理装置の特許権を取得しました。今後は「CREDIAL」のシステム導入に向けた活動をさらに邁進してまいります。
- ・当社は経済産業省が推進する「IT導入補助金」のIT導入支援事業者として登録されました。また、社会福祉法人向け福祉総合システム「SWING」、ホテル・旅館向け売掛金管理システム「ホテル売掛マイスター」、契約書管理・運用システム「Ofigo契約書管理Fácil」の3製品が補助対象製品として認定されました。

④グループ経営の効率化

・グループ会社間の情報交換を目的とした全社による定期会議を行い、グループ全体での営業戦略の立案やリソースの効率的な活用を行いました。また、グループ会社の取締役等を相互配置し、グループ会社間でのさらなる協業によって、案件の獲得に努めました。

⑤コーポレートガバナンスの強化

- ・内部統制委員会による定期活動のほか、東京証券取引所が定める有価証券上場規程別添の「コーポレートガバナンス・コード」に従い、取締役会の実効性について、客観的な評価・分析を行いました。
- ・東京証券取引所より、2022 年4月4日に移行される「新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する一次判定結果について」を受領し、新市場区分において「プライム市場」への上場維持基準に適合していることを確認いたしました。この結果に基づき、新市場区分の選択申請に係る所定の手続きを進めてまいります。

これらの活動のほか、引き続き新型コロナウイルス感染症への対策として、人流抑制を目的とした在宅勤務の 徹底やワクチン休暇制度の新設、社員やパートナー及びそのご家族の日々の健康状態の把握等、各種対策を実施 しております。なお、今後も政府及び関係自治体からの要請についても、必要な対応を実施してまいる所存で す。

当連結会計年度の連結業績におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による一部顧客のシステム投資計画の変更に伴い、主に金融分野や組込み分野で案件が中止または延期となったこと等により、売上高は203億92百万円(前期比2億93百万円減 1.4%減)となりました。

利益につきましては、高収益案件が一段落したこと及び売上高の減収に加え、子会社株式取得に伴う費用が発生したこと等により、営業利益は13億86百万円(前期比1億70百万円減 11.0%減)、経常利益は13億96百万円(前期比1億37百万円減 9.0%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は9億21百万円(前期比1億30百万円減 12.4%減)となりました。

当期の業績

売上高

203.9億円(^{前期比} 1.4%減

営業利益

13.8億円 (前期比 11.0%減

経常利益

13.9_{億円}(^{前期比} 9.0%

親会社株主に帰属 する当期純利益 **9 2 (** 12.4%減

当社グループの単一セグメントであります「システム開発及びシステム開発に関連するサービス(システム開発等)」の売上品目別の業績概況は、次のとおりであります。

①システム開発

新型コロナウイルス感染症による一部顧客のシステム投資計画の変更に伴い、主に金融分野や組込み分野で案件中止または延期となったこと等により、減収となりました。

この結果、本売上品目の売上高は178億7百万円(前期比3.4%減)となりました。

②コンサルテーション及び調査研究

情報・通信業における研究開発案件等の受注が堅調に推移し、増収となりました。この結果、本売上品目の売上高は8億73百万円(前期比24,3%増)となりました。

③システム/パッケージ・インテグレーション・サービス

社会福祉法人向け福祉総合システム「SWING」をはじめ、製品の受注が堅調に推移したこと等により、 増収となりました。

この結果、本売上品目の売上高は8億88百万円(前期比15.0%増)となりました。

4 その他

前期まで行っていたプライムの請負開発案件の一部が終了し、保守フェーズに移行したことに伴い、増収となりました。

この結果、本売上品目の売上高は8億22百万円(前期比6.4%増)となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は225百万円で、その主なものは、自社利用ソフトウェアへの設備投資及び当社の本社移転に係る建設仮勘定の支出であります。

(4) 財産及び損益の状況

	区		分	第43期 2017.7.1~ 2018.6.30	第44期 2018.7.1~ 2019.6.30	第45期 2019.7.1~ 2020.6.30	第46期 2020.7.1~ 2021.6.30 (当連結会計年度)
売	上	高	(百万円)	18,844	19,604	20,685	20,392
営	業 利	益	(百万円)	1,436	1,770	1,557	1,386
経	常利	益	(百万円)	1,456	1,802	1,534	1,396
	出株主に帰属 朝 純 利		(百万円)	1,107	1,199	1,051	921
1 构	当たり	当期:	純利益 (円)	65.14	72.08	63.25	55.72
総	資	産	(百万円)	13,884	14,556	15,518	16,251
純	資	産	(百万円)	11,059	11,754	12,708	13,104

(注) 1. 1株当たり当期純利益を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。

^{2. 1}株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。















(単位:円)

1株当たり当期純利益

(5) 中期経営計画の状況

【第5次中期経営計画の概要】

当社グループは、2019年6月期から2021年6月期(当連結会計年度)までの3ヵ年にわたる第5次中期経営計画を以下のとおり策定しております。

(日標)

1年目の2019年6月期に売上高200億円、営業利益は16億円にチャレンジするとともに、その後も売上高は毎年10億円ずつ、営業利益は毎年1億円ずつ成長する計画としておりましたが、事業環境を踏まえて計画を見直し、最終年度である2021年6月期において、売上高は207億円、営業利益は16億円を達成することとしておりました。

【第5次中期経営計画の実績】

第5次中期経営計画の実績は以下のとおりです。

3年目にあたる最終年度である2021年6月期(当連結会計年度)におきましては、売上高はほぼ計画どおりに推移したものの、営業利益は子会社株式取得に伴う費用が発生したこと、高収益案件の獲得が予定を下回ったこと及び売上高の未達等により、計画を下回る結果となりました。

(第5次中期経営計画:計画と実績)

	2019年6月期	2020年6月期	2021年6月期(当連結会計年度)	
	実績	実績	計画	実績
売 上 高	19,604百万円	20,685百万円	20,700百万円	20,392百万円
営業利益	1,770百万円	1,557百万円	1,600百万円	1,386百万円
営業利益率	9.0%	7.5%	7.7%	6.8%

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を少なからず受けた形となり当初計画していた伸長が達成できずに終了いたしました。

【第6次中期経営計画について】

当社グループは、2022年6月期から2024年6月期までの3ヵ年にわたる第6次中期経営計画を以下のとおり策定いたしました。

創立 50 周年に向け、Acceleration of growth to 50^{th} ~(通称:アクセル 50)を掲げ、当社及び当社 グループのさらなる成長を目指すべく、核である大手顧客向けシステム開発事業を継続しつつ、プライム事業、製品・サービス事業の拡大を推進してまいります。

(第6次中期経営計画:数値目標)

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
	計画	計画	計画
売 上 高	21,000百万円	22,000百万円	23,000百万円
営業利益	1,200百万円	1,400百万円	1,700百万円
営業利益率	5.7%	6.4%	7.4%

2022年6月期においては今後の事業拡大に向けた投資を行うことにより、減益の計画としておりますが3年目の2024年6月期において売上高230億円、営業利益17億円を目指します。

なお、2022年6月期においては減益となりますが、事業そのものの収益は伸長させつつ、以下のとおり 新たな経営方針に沿った事項に関する投資を計画しております。

- ・「事業環境の変化に適応し、新領域へ挑戦」に関する投資 将来の事業拡大を目的とした新たな製品開発のための研究開発費に加え、開発技術習得、品質向上や 効率化に向けた基礎研究、DXやロボティクス、クラウド関連技術やフィンテックといった分野への継続 的な投資を行ってまいります。
- ・「特化型SEの育成推進」に関する投資 人材育成を目的として、主に技術者向けの研修計画を強化し、教育部門の人員を増員いたします。また、従業員エンゲージメント強化の取組みを実施し、従業員個々の能力開発、パフォーマンス向上を図ります。
- ・「サステナビリティ活動の強化」に関する投資 新型コロナウイルス感染症拡大により在宅勤務が定着しましたがこれをさらに推し進めるべく、2022 年1月の本社移転を契機として働き方改革、ダイバーシティという側面においての取組みを強化してまい ります。

当社グループは第6次中期経営計画の達成に向けて、より一層の努力を続けてまいります。

(6) 対処すべき課題

当社グループは第6次中期経営計画の策定に伴い、事業環境や顧客ニーズ、企業価値等のあらゆる変化に対応していくため、対処すべき課題(経営方針)を以下のとおり再定義いたしました。新たに策定した5つの経営方針に沿って、課題解決に向けた戦略・施策を積極的に実施してまいります。

- ① 事業環境の変化に適応し、新領域へ挑戦
- ② 特化型SEの育成推進
- ③ サステナビリティ活動の強化
- ④ Trust relationship強化で、お客様の事業拡大への貢献
- ⑤ プライムビジネスの更なる拡大

各課題の内容及び対応策は、以下のとおりであります。

課題1:事業環境の変化に適応し、新領域へ挑戦

変化を先取りし、変化に柔軟かつ迅速に対応します。また、社会に必要なシステムを見極め、新しい"コト"へのチャレンジを推進します。

IT業界を取り巻く事業環境は日々変化を続けており、常に新しい技術や仕組みが生み出されています。近年では、デジタルトランスフォーメーションやクラウドサービス等の需要が増え、専門知識を求められる機会が増加してまいりました。また、国内外の社会情勢や景気の変動等が事業活動にもたらす影響は大きく、企業は状況に応じて適切な対策を講じていくことが求められています。

当社グループにおきましては、さまざまな事業環境の変化に適応すべく、これまで構築してきた事業基盤の強化に加え、DXやAI・IoT、クラウドソリューションやロボティクスといった新たな領域への挑戦と深耕を推進してまいります。社会が必要とする技術や仕組みを見極め、当社グループが今後さらに成長するための新たな核とできるよう、積極的にチャレンジしてまいります。

課題2:特化型SEの育成推進

IT技術やマネジメント、業務知識等、特化したスペシャリストの育成を推進します。それぞれのスペシャリストを組み合わせ、お客様のニーズへの対応能力を強化します。

IT業界におきましては、個々の技術者の技術力、プロジェクトマネジメント能力、業種業界に特化した経験値が力量となり、またプロジェクトの成否を左右する大きな要素であるため、優秀な人材の育成が重要であります。特にソリューションサービスやコンサルティングサービスの提供にあたっては、より良いサービスを提供するために、お客様の業務に関する知識が必要不可欠となります。

当社グループにおきましては、これらの能力に特化したスペシャリストの育成を推進するため、社員の能力に合わせたキャリアアップを推進し、個々のスキルアップを図ります。また、教育体制の強化に加え人材開発面への投資も行なってまいります。

課題3:サステナビリティ活動の強化

より一層サステナビリティを意識し、SDGsが掲げる目標と企業活動をリンクさせ、積極的に取組んでまいります。

世界規模でサステナビリティ活動に対する社会の関心は年々高まっており、SDGsが目指す「持続可能で平和な世界」の実現に向けて、社会全体での取組みが求められています。

当社グループは、社員やお客様等、当社を取り巻くすべてのステークホルダーにより事業活動が成立すると考えております。また、長期的な視点で社会の持続可能性に配慮した、サステナビリティ経営を目指しこれまでもさまざまな取組みを続けてまいりました。

このような状況の中、当社グループは今後もより一層、社会の持続可能性に配慮した企業活動を推進する所存です。事業活動として多種多様な領域へ情報技術を提供することにより人々の利便性向上を実現し、また、健康経営やダイバーシティ、CSR等の取組みを強化することで当社に関わるすべてのステークホルダーのサステナビリティに貢献し、企業価値の向上を図ってまいります。

課題4:Trust relationship強化で、お客様の事業拡大への貢献

お客様のミッションに寄り添い信頼関係を強化し、ソリューション、コンサルティングの上位レイヤーから運 用保守のレイヤーまで幅広く対応することで、お客様のビジネス変化に追随します。

当社グループは、情報システムを提供することでお客様から信頼をいただき、長く取引を継続していただくことをビジネスの基本としております。今後もこの関係性を維持強化したうえで、お客様の事業拡大により一層貢献できるパートナーを目指してまいります。また、システム開発のみならず、ソリューションやコンサルティング等の上位レイヤーから運用保守のレイヤーまで、幅広くワンストップでサービス提供することで、お客様との信頼関係をより一層強化してまいります。さらに、お客様のビジネスの変化にも対応し、技術変革や事業シフトにも追随できるよう、取組みの強化を図ります。

課題5:プライムビジネスの更なる拡大

主たる事業であるシステム開発において、プライムでの事業展開を推進します。また、既存の製品・サービスとシステム開発を融合し、強みを活かした事業領域の拡大を目指します。さらに、新たな製品・サービス、ソリューションの開拓を行い、事業領域の拡大を推進します。

当社グループは、プライム案件の受注拡大を推進し、取組んでまいりました。その結果、製品・サービス、ソリューションの事業領域拡大を達成することができ、その中でもマイグレーション技術は当社グループを代表する技術のひとつに成長いたしました。

今後も更なるプライムビジネスの拡大を図るため、新たな製品・サービス、ソリューションに投資してまいります。特に自社製品の開発においては、技術者の育成や研究開発強化に注力し、当該事業の拡大を図ることで企業価値の更なる向上を目指します。

また、既存の自社製品については、展示会への出展や販促等のPR活動を強化し拡販を図るほか、業務提携先との連携による海外マーケットへの進出をより一層推進してまいります。

その他:新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化において以下の取組みを継続してまいります。

- · 在字勤務促進
- ・新型コロナワクチンの職域接種推進
- ・事業従事者の健康管理チェック

当社グループにおいては社員及び関係するステークホルダーの健康や安全を最優先としつつ、情勢の変化に迅速に対応し、事業への影響を抑えることに努めるとともに、各種施策に積極的に取組んでまいります。

(7) 主要な事業内容(2021年6月30日現在)

当社グループが行っている事業である「システム開発及びシステム開発に関連するサービス(システム開発 等) | の売上品目は以下のとおりであります。

- ① システム開発
- ② コンサルテーション及び調査研究
- ③ システム/パッケージ・インテグレーション・サービス
- ④ その他

(8) 主要な事業所(2021年6月30日現在)

① 当計

名 称	所 在 地
本社	神奈川県横浜市
北海道支社	北海道札幌市
東京事業所	東京都中央区
中部事業所	愛知県名古屋市
	大阪府大阪市
京都オフィス	京都府京都市
九州支社	福岡県福岡市
福岡オフィス	福岡県福岡市

② 子会社

名称	所	在	地	
株式会社CIJネクスト	東京都品川区			
ビジネスソフトサービス株式会社	千葉県千葉市			
株式会社カスタネット	福岡県福岡市			
日本ファイナンシャル・エンジニアリング株式会社	東京都中央区			

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金の額	出資比率	主な事業内容
株式会社CIJネクスト	350百万円	100.0%	システム開発
ビジネスソフトサービス株式会社	40百万円	100.0%	システム開発
株式会社カスタネット	100百万円	100.0%	システム開発
	30百万円	100.0%	システム開発

- (注) 1. 2021年3月17日付けで当社はビジネスソフトサービス株式会社の既存株主から同社株式を取得したことにより、当社の同社に対する出資比率は100.0%となりました。
 - 2. 当社は2021年7月1日付けでビジネスソフトサービス株式会社を吸収合併いたしました。

(10) 企業集団の従業員の状況 (2021年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,547名	8名減	38.0歳	12.6年

(注) 従業員数には、役員、嘱託職員、臨時従業員は含みません。

(11) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	200百万円
株式会社三井住友銀行	150百万円
株式会社神奈川銀行	120百万円

(注) 借入金残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項(2021年6月30日現在)

① 発行可能株式総数

52,800,000株

② 発行済株式の総数

18,555,080株

(自己株式2,121,830株を含む。)

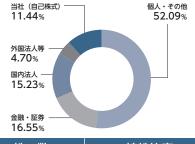
③ 単元株式数

100株

④ 株主数

14,695名

⑤ 大株主 (上位10名)



所有者別の株式保有比率

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
光通信株式会社	1,601,100	9.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	903,700	5.49
CIJ社員持株会	696,441	4.23
株式会社UHPartners2	646,200	3.93
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	475,200	2.89
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	436,000	2.65
大鹿正彦	329,252	2.00
東洋証券株式会社	327,304	1.99
中野正三	301,320	1.83
	263,960	1.60

- (注) 1. 当社は自己株式2,121,830株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
- ⑥ 自己株式の取得及び消却の状況

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上並びに株主価値の向上を図るため、以下のとおり自己株式の取得及び消却を行いました。

(自己株式の取得)

取得期間	決定機関	取得株式数	取得総額
2020年10月27日~ 2020年11月13日	取締役会	250,000株	246,331,200円

(自己株式の消却)

消却日	決定機関	消却株式数
2021年5月28日	取締役会	1,000,000株

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2021年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 会長	大 西 重 之	
代表取締役社長社長社長 執行役員	坂 元 昭 彦	株式会社カスタネット代表取締役社長
取 締 役常務執行役員	高見沢 正 己	高度技術長 兼 ADM本部長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	茨 木 暢 靖	事業推進本部長 兼 情報システム部長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	久 保 重 成	プライムビジネス事業部長
取締役(非常勤)	川上淳	株式会社CIJネクスト代表取締役社長
取 締 役	大 谷 真	
取 締 役	阿江勉	
取 締 役	最上義彦	
常勤監査役	嶋 立 直 路	
監 査 役	田邊仁一	
監 査 役	松尾俊博	

⁽注) 1. 取締役大谷真氏、阿江勉氏及び最上義彦氏は社外取締役であります。

^{2.} 常勤監査役嶋立直路氏、監査役田邊仁一氏及び松尾俊博氏は、社外監査役であります。

^{3.} 当社は、取締役大谷真氏、阿江勉氏及び最上義彦氏、常勤監査役嶋立直路氏、監査役田邊仁一氏及び松尾俊博氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る 請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、1年毎 に契約更新しております。なお、次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容に関して独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会(委員長は独立社外取締役)へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、指名・報酬委員会による客観的な視点からの 答申を踏まえて、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定しており、取締役会はその内容が決定方針 に沿うものであると判断しております。

- ② 取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針の内容
 - 当社取締役の役員報酬体系は、固定報酬(基本)、年次インセンティブ(業績連動報酬等)及び中長期インセンティブ(非金銭報酬等)から構成されております。
 - ・固定報酬 (基本) は、役位ごとの役割の大きさと責任範囲に応じた基本報酬額とし、同業、同規模企業の支給額を踏まえ適切な水準としております。
 - ・年次インセンティブ(業績連動報酬等)は、前年度の売上、利益などの達成度に基づき、一定の計算式を 用いて算出しております。売上、利益などを用いる理由は、売上、利益などの増加が中長期的な株主資本 の増加につながり、企業の持続的発展として株主の意向に沿うものと認識するためであります。
 - ・中長期インセンティブ(非金銭報酬等)は、中長期的な企業価値の向上の観点から在任時支給と退任時支給から成っています。在任時支給としては、当社株式取得のための役員持株会拠出金の払い込みに充てる原資とする金銭報酬としております。退任時支給としては、譲渡制限付株式(RS)を付与することとして

おります。

なお、社外取締役の報酬は、高い独立性の確保の観点から業績との連動は行わず、固定報酬のみを支給します。

③ 監査役の報酬方針

監査役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で各監査役間の協議により決定しております。その職責が取締役執行の監査であることから、業績連動の報酬は支給しないこととしております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種	類別の総額	(百 万 円)	支 給 人 数
	(百万円)	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(名)
取締役	116	86	15	14	9
(うち社外取締役)	(14)	(14)	(-)	(-)	(3)
監査役	16	16	(-)	0	3
(うち社外監査役)	(16)	(16)		(0)	(3)
合計	133	102	15	15	12
(うち社外役員)	(31)	(31)	(-)	(0)	(6)

- (注) 1. 1999年9月17日開催の第24回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額1億8千万円以内、監査役の報酬限度額は年額3千万円以内と決議いただいております。なお、第24回定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名、監査役の員数は3名であります。
 - 2. 当事業年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役3名)、監査役は3名(うち社外監査役3名)であります。
 - 3. 2021年9月16日開催の第46回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)の譲渡制限付株式報酬額に関する議案について決議いただいた場合、次事業年度以降は中長期インセンティブとして譲渡制限付株式報酬額が追加となります。

4 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

(2) ヨ争未平反にのける主体治動体が					
区分	氏 名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要	
社外取締役	大谷真	18回/18回 (100%)	(-)	当社の業務執行者から独立した立場 で議案の審議や経営判断に必要な発 言及び提言を行っており、透明性の 高い経営の実現に寄与するための適 切な役割を果たしております。	
社外取締役	阿江勉	18回/18回 (100%)	(-)	当社の業務執行者から独立した立場 で議案の審議や経営判断に必要な発 言及び提言を行っており、透明性の 高い経営の実現に寄与するための適 切な役割を果たしております。	
社外取締役	最上義彦	18回/18回 (100%)	(-)	当社の業務執行者から独立した立場 で議案の審議や経営判断に必要な発 言及び提言を行っており、透明性の 高い経営の実現に寄与するための適 切な役割を果たしております。	
社外監査役	嶋立 直路	18回/18回 (100%)	13回/13回 (100%)	当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて、法令及び定款遵守に係る見地から発言を行っております。	
社外監査役	田邊(仁一	18回/18回 (100%)	13回/13回 (100%)	当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて、法令及び定款遵守に係る見地から発言を行っております。	
社外監査役	松尾 俊博	18回/18回 (100%)	13回/13回 (100%)	当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて、法令及び定款遵守に係る見地から発言を行っております。	

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「収益認識に関する会計基準適用支援業務」を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人との責任限定契約の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に基づき、監査役会による会計監査人の解任を行うほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を監査役会が決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会決議によって制定しております内部統制システムの基本方針に定める、業務の適正を確保する ための体制及び方針は以下のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

当社は「情報技術で人と社会にやさしい未来を創造します」を企業理念とし、下記の経営理念に基づいて企業活動を行う。

- ① 情報技術でお客様の発展に貢献します
- ② 世界に認められる技術や魅力ある製品の開発を目指します
- ③ 環境の変化を先取りし、進化し成長します
- ④ 計員の能力発現や自己実現への挑戦を支援します
- ⑤ 効率的で透明性の高い経営に努めます
- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という)の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び 定款に適合することを確保するため、企業倫理・企業の社会的責任について示した「CIJグループ行動 憲章」及び「CIJグループ行動規範」、その他社内規程を定め、当社グループの取締役及び使用人はそ の内容を遵守する。
 - ロ. 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等の内部統制 における課題の抽出、管理を行う機関として位置付ける。また、内部統制委員会の活動状況は定期的に 取締役会に報告する。
 - ハ. 取締役の任期は1年とし経営環境の変化に対応できるようにするとともに、取締役会は社外取締役を含む取締役から構成し、取締役会の公正性と透明性を確保する。なお、取締役の職務執行状況の報告と監督を行うため、取締役会は毎月1回以 F開催する。
 - 二. 業務執行部門から独立した当社の内部監査部門は、当社グループ全体の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ホ. 「内部通報制度運用規程」等の社内規程に基づき、法令や企業倫理に反する行為等について会社内部に おける通報先または会社外部に通報した者に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行 わないこととする。
 - へ. 当社グループの取締役及び使用人は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 「文書管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)を適切 に保存、管理する。

- ロ. 「情報セキュリティ基本方針」及び情報セキュリティマネジメントシステムに関する社内規程に基づき、情報を安全かつ適切に管理・利用するための体制を整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を統括責任者として、当社グループに重大な影響を及ぼ すリスク全般の管理及びリスク発生時の対応を迅速かつ的確に行える体制を整備する。
 - 口. 「事業継続計画書」に基づき、自然災害等の不測の事態においても事業の継続を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 「取締役会規程」等の社内規程に基づき、決裁権限を明確にし、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ロ. 執行役員制度を導入し、取締役会決定事項以外の重要事項の決定と執行を行わせることで、経営の意思 決定・監督機能と業務執行機能を分離し、役割・責任の明確化、業務執行の迅速化を図る。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は当社子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき当社子会社を管理する。当社 子会社の取締役は、その職務の執行に係る事項について当社に報告を行う。
 - ロ. 当社から当社子会社への取締役・監査役の派遣、毎月1回定期的に開催する子会社社長会での業務報告・意見交換及び当社内部監査部門による定期的な監査によって、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ. 法令を遵守し健全なグループ経営を行うため、当社子会社に対し当社と整合性をもった社内規程や各種マネジメント体制の整備を要請し、指導する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該 使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人の必要性を認めた場合は、取締役と監査役がその設置について協議し、その人事については取締役と監査役が協議決定する。
 - 口. 監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。
- ② 当社及び当社子会社の取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人は取締役会、執行役員会及び予算会議等において定期的に監査役に対し重要な職務の遂行状況を報告する。また、子会社の取締役及び使用人は子会社社長会等において定期的に監査役に対し重要な職務の遂行状況等を報告する。

- ロ. 「内部通報制度運用規程」等の社内規程に基づき、当社グループの取締役及び使用人等から通報を受けた通報先は、その内容について遅滞なく監査役に報告することとする。また、当社グループは通報者に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は代表取締役社長と定期的な意見交換の場を設け、適切な意思疎通を行う。また、監査役は内部 監査部門及び会計監査人等との連携を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。
 - ロ. 当社は監査役の職務の執行にあたり必要な費用について、監査役の請求等に従い処理を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を4回開催し、活動状況を取締役会に報告いたしました。
 - ・取締役の任期は定款に定めるとおり、1年としております。取締役会は社外取締役3名を含む9名の取締役と3名の社外監査役で構成しております。取締役会による毎月1回の定例会議を12回、臨時会議を6回開催し、社外役員を含む取締役及び監査役は高い出席率のもと、付議事項について活発な審議を尽くしました。
 - ・業務執行部門から独立した内部監査部門により当社グループ全体の内部監査を実施し、その結果を代表取 締役社長に報告しております。
 - ・「内部通報制度運用規程」により、従業員等が内部通報をした場合に不利益を被ることを防止する旨を明確に規定しております。内部通報が発生した場合においても、「内部通報制度運用規程」等の社内規程に基づき、代表取締役社長及び監査役へ迅速な報告を行い、綿密な調査及び事実確認を行っております。なお、当事業年度においては法令や企業倫理に反する行為はありませんでした。
 - ・反社会的勢力及び団体との関係排除のため、取引先とは、反社会的勢力排除に関する条項を含んだ契約を 締結しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・開催したすべての取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しております。
 - ・情報セキュリティマネジメントシステムに基づくセキュリティ監査を実施し、情報(資料・議事録)を安 全かつ適切に管理していることを確認いたしました。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・2020年9月6日に発生した台風第10号において、「事業継続計画書」に基づき対応を行い、子会社を含む全従業員、及び従業員の家族の安否と事業拠点(ビル)の安全、当社が提供する各種サービスの稼働状況及び顧客状況に問題がないことを確認いたしました。本台風により、「事業継続計画書」に基づく安否情報確認システムが正常に機能していることを確認いたしましたが、より実効的な計画書とするために、今後も計画書のブラッシュアップと周知徹底、各種訓練を実施してまいります。
 - ・新型コロナウイルス感染症への対策については、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、状況 把握及び感染防止に努めるとともに、業務継続に必要な各種対策を実施いたしました。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」、「決裁権限規程」、「規程取扱規程」により取締役会の決裁権限を明確にしております。取締役会において特に重要な議案は、事前に出席者に資料を配布し、検討の時間を十分に確保しております。また、議案はすべて電子化することで、更に効率化を図っております。
 - ・取締役会から業務執行の委任を受けた執行役員会による定例会議を12回、臨時会議を3回開催いたしました。
 - ・取締役会機能の更なる向上のため、取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認いたしました。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社取締役より職務の執行に係る事項について必要な報告を受け、子 会社の管理を適切に行っております。
 - ・各子会社には当社より取締役・監査役の派遣を行っており、子会社各社の状況を把握し、問題が発生した際は適切に対処するよう体制を構築しております。また、毎月1回定期的に開催する子会社社長会で業務報告及び意見交換を行い、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認しております。
 - ・当社の取締役会または執行役員会にて、各種規程やマネジメント体制の変更が決議された場合は、子会社 へ速やかに通達し、親会社にあわせた変更を行うよう指導しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置の要請はありません。

- ② 当社及び当社子会社の取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査役は取締役会、執行役員会、予算会議及び子会社社長会に出席し、当社及び当社子会社の取締役・使用人等から、重要な職務の遂行状況を聴取し、確認しております。
 - ・当社は、通報を理由に不利な取扱いを受けないことを定めた内部通報等に関する社内規程を整備し、子会 社を含む取締役、使用人等に周知しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は代表取締役社長と定期的な会合を4回、内部監査部門との定期的な会合を4回、会計監査人との 定期的な会合(レビュー、その他報告を含む)を12回開催いたしました。これにより、それぞれ適切な 意思疎通を行うことで監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。
 - ・監査役の職務の執行に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理いたしました。

(3) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社におきましては、経営権の異動の決定権は株主にあるという基本的な考え方のもと、企業価値及び株主共同の利益を向上させることこそが、最も合理的な敵対的買収防衛策につながるものと認識しており、現時点においては特別な防衛策は導入しておりません。

今後も企業価値及び株主共同の利益の向上に注力してまいる所存ですが、同時に、株主から負託された当然の 責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者が現れることを想定し、当社の株式取引や異動の状 況を常に注視し、かつ社会情勢等の変化に十分注意しながら、継続的に敵対的買収防衛策の必要性も含めた検討 を進めてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当維持を基本としながら、業績と財務状況等を総合的に勘案し、剰余金の配当等による利益還元を目指しております。

2021年6月期(当連結会計年度)の期末配当金につきましては、1株あたり23円(普通配当金20円、記念配当金3円)とさせていただきました。また、2022年6月期(次連結会計年度)の期末配当金につきましては、1株あたり24円を予想しております。

また、内部留保資金につきましては、将来の成長分野への設備投資や経営基盤強化及び事業拡大に伴う資金需要に活用するとともに、キャッシュ・フロー重視の経営を推進し、経営基盤の一層の強化を通して株主の皆様のご期待にお応えするために、適切な割合を確保させていただく所存であります。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を行う旨を定款に定めているため、2021年6月期より取締役会の決議によって剰余金の配当を決定することとさせていただきました。

連結計算書類

連結貸借対照表(2021年6月30日現在)

科 目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,083,883	流動負債	3,088,606
現金預金	7,132,053	金件買	707,913
売掛金	3,762,447	短期借入金	560,000
有価証券	1,900,030	未払金	558,568
商品及び製品	1,400	未払法人税等	271,643
仕掛品	25,404	賞与引当金	433,419
原材料及び貯蔵品	3,934	受注損失引当金	424
その他	258,613	その他	556,637
固定資産	3,167,782		
有形固定資産	274,191	固定負債	58,916
建物及び構築物	115,816	退職給付に係る負債	52,671
工具、器具及び備品	41,573	その他	6,245
土地	38,576	負債合計	3,147,522
建設仮勘定	78,224	(純資産の部)	
無形固定資産	508,905	株主資本	13,035,303
ソフトウエア	442,036	資本金	2,270,228
のれん	45,747	資本剰余金	2,463,693
その他	21,120	利益剰余金	9,543,037
投資その他の資産	2,384,685		
投資有価証券	1,439,790	自己株式	△1,241,655
繰延税金資産	250,291	その他の包括利益累計額	68,840
その他	695,369	その他有価証券評価差額金	68,840
貸倒引当金	△766	純資産合計	13,104,143
資産合計	16,251,666	負債及び純資産合計	16,251,666

⁽注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

科目	金	額
売上高		20,392,280
売上原価		16,443,916
売上総利益		3,948,363
販売費及び一般管理費		2,561,742
営業利益		1,386,621
営業外収益		
受取利息・配当金	26,045	
助成金収入	2,197	
保険解約返戻金	8,077	
その他	3,751	40,071
営業外費用		
支払利息	1,015	
自己株式取得費用	1,992	
長期前払費用償却	19,908	
その他	7,559	30,476
経常利益		1,396,216
特別利益		
投資有価証券清算益	6,724	
その他	293	7,017
特別損失		
合併関連費用	26,260	26,260
税金等調整前当期純利益		1,376,973
法人税、住民税及び事業税	466,218	
法人税等調整額	△11,052	455,166
当期純利益		921,807
非支配株主に帰属する当期純利益		171
親会社株主に帰属する当期純利益		921,635

⁽注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年6月30日現在)

科目	金額	科
(資産の部)		(負債の部)
流動資産	8,436,160	流動負債
現金預金	3,636,226	買掛金
売掛金	2,621,043	短期借力
有価証券	1,900,030	未払金
商品及び製品	1,400	未払法人
仕掛品	6,787	未払消費
原材料及び貯蔵品	3,934	預り金
前渡金	11,333	賞与引出
前払費用	101,477	その他 田宁色唐
その他	153,927	固定負債
固定資産	5,929,559	長期未払 負債合 記
有形固定資産	169,151	 (純資産の部)
建物	61,301	株主資本
工具、器具及び備品	29,625	資本金
建設仮勘定	78,224	資本剰余金
無形固定資産	458,220	資本準備
ソフトウエア	446,842	利益剰余金
その他	11,378	利益準備
投資その他の資産	5,302,187	その他利
投資有価証券	1,393,610	別途積
関係会社株式	3,179,862	繰越和
差入保証金	254,694	自己株式
繰延税金資産	107,152	評価・換算差
その他	367,635	その他有個
貸倒引当金	△766	純資産台
資産合計	14,365,720	負債及び

	(単位:十円)
科目	金額
(負債の部)	
流動負債	2,115,840
買掛金	480,074
短期借入金	560,000
未払金	296,924
未払法人税等	140,665
未払消費税等	112,869
預り金	167,141
賞与引当金	275,403
その他	82,761
固定負債	510
長期未払金	510
負債合計	2,116,350
(純資産の部)	
株主資本	12,181,893
資本金	2,270,228
資本剰余金	2,277,617
資本準備金	2,277,617
利益剰余金	8,875,702
利益準備金	48,330
その他利益剰余金	8,827,372
別途積立金	3,751,000
繰越利益剰余金	5,076,372
自己株式	△1,241,655
評価・換算差額等	67,476
その他有価証券評価差額金	67,476
純資産合計	12,249,369
負債及び純資産合計	14,365,720

⁽注)上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

科目	金	額
売上高		12,436,596
売上原価		10,016,688
売上総利益		2,419,908
販売費及び一般管理費		1,650,503
営業利益		769,405
営業外収益		
受取利息・配当金	268,748	
その他	3,483	272,231
営業外費用		
支払利息	976	
自己株式取得費用	1,992	
長期前払費用償却	11,167	
その他	1,694	15,830
経常利益		1,025,807
特別利益		
投資有価証券清算益	6,724	
その他	293	7,017
税引前当期純利益		1,032,824
法人税、住民税及び事業税	240,286	
法人税等調整額	△5,731	234,555
当期純利益		798,269

⁽注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月10日

株式会社 С І Ј 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田坂 真子 印 業務 執行 社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 富永 淳浩 ⑩

監査音目

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CIJの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CIJ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業 倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たし ている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査ではいいます。というでは、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠 を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を 喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事 項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、 将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月10日

株式会社 С І Ј 取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人 横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田坂 真子 印業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 富永 淳浩 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CIJの2020年7月1日から2021年6月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫 理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法 人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを 評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要があ る場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠 を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査行会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月11日

株式会社CIJ 監査役会

常勤監査役 嶋立直路 邸監査 役 田邊仁 ● 邸監査 役 松尾俊博 邸

(注) 常勤監査役嶋立直路、監査役田邊仁一及び松尾俊博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、当社株式への投資の魅力を高めることを目的として、 株主優待制度を設けております。

●対象株主様

毎年12月31日現在の当社株主名簿に記載された100株以上かつ1年以上保有の株主様。

●株主優待品

ご保有の株式数及び保有年数に応じて、「当社オリジナルクオカード」を贈呈させていただきます。

保有株式数/保有年数	1 年未満	1 年以上 3 年未満	3年以上
100株以上~500株未満	なし	500円分	500円分
500株以上~1,000株未満	なし	1,000円分	1,000円分
1,000株以上~5,000株未満	なし	2,000円分	4,000円分
5,000株以上	なし	3,000円分	6,000円分



⊙贈呈時期

毎年2月末に発送、3月上旬にお届けしております。



個人投資家向けホームページのご案内

当社の事業や業績をより多くの方にご理解いただけるよう、当社ホームページ内に個人投資家の皆様向けの専用ページを開設しております。 是非ご利用ください。

URL: https://www.cij.co.jp/ir/individual/

トップページ画面上段のメニューから

「IR情報」→「個人投資家の皆様へ」をクリック



当社のホームページは、スマートフォンからもご参照いただけます。

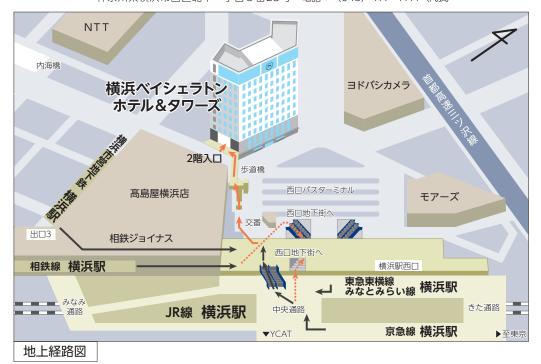


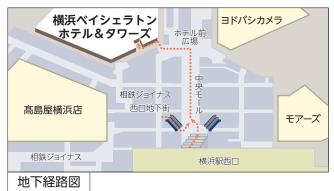
配当方針や株主優待等の 株主還元に関する情報

株主総会会場ご案内図

会場 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ5階 日輪

神奈川県横浜市两区北幸一丁目3番23号 電話: (045) 411-1111 (代表)





交通のご案内

- ※ 横浜駅西□から地下街を通り、横浜 ベイシェラトン ホテル&タワーズの 地下入□までお進みください。
- ※ 駐車場に限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線

「横浜駅」西口から徒歩約5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで スマートフォンがご案内します。 右図を読み取りください。



株主総会へご出席の株主様への「お土産」 及び株主総会当日の「製品展示」はござい ません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。







見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。